

參考資料

仙台市における市民公益活動促進施策の経緯と現状

※ 主な取り組み（H11 年度～22 年度）は別表を参照。

- 「市民協働元年」と位置づけた平成 11 年に「市民公益活動の促進に関する条例」施行。全国初の官民協働（公設 NPO 営）による市民活動の促進拠点「市民活動サポートセンター」を開館。
- 以後、「市民公益活動促進のための基本方針」（H13）、「市民公益活動促進プラン 21」（H15）等に基づき、市民公益活動の自主性を尊重しながら、その活動を積極的に支え、促進するための環境整備を推進。
- 現在の実施策として、市民活動サポートセンターを通じた活動機会や場、情報などの提供、相談業務、人材育成、連携・交流の推進などを行うほか、NPO 等における学生インターンシップの推進、コミュニティビジネス推進、市民活動保険などを実施。
- 現在、NPO 法人は市内で 353 団体（H23. 3. 31 現在。県全体の 60. 2%）を数えるほか、そ法人格を持たない市民活動団体も含め、障害者福祉、高齢者福祉、子育て支援、地域・まちづくり、環境、文化・スポーツ、国際交流など、多彩な活動を展開。**【参考 2、3】**
- また、これらの団体と仙台市との協働事業（委託、共催・協力、実行委員会、補助・助成など）の実績も蓄積されてきている。**【参考 4】**
- 様々な施策を実施している一方、本市のボランティアや NPO など市民活動への支援施策に対する市民の評価は必ずしも高くはない（43 施策中 34 位）。**【参考 5】**
- 市民活動団体からは、市の課題として、「市職員が協働についての理解と認識を持つべき」、「協働に関する情報提供を行うべき」、「団体の活動等をもっと市民に広報すべき」、「市に対して政策提言を行う機会を確保すべき」等の意見が寄せられている。**【参考 6】**
- 一方、市民活動団体からは、仙台市と協働するにあたり団体が今後取り組んでいきたいこととして、「企画・提案力の向上」、「組織運営能力の向上」、「地域住民との連携強化」、「団体・個人とのネットワークの形成」などが寄せられており、政策形成過程等への関わりも意識して団体としての能力向上や自立等を志向していることが伺える。**【参考 7】**
- なお、公益活動をめぐっては、国が、NPO 法人の認証事務や認定事務の政令指定都市レベルへの移譲、「新しい公共」としての各種支援施策の創設、公益税制改正など、地方分権の視点での事務移譲や公益活動団体の自立を促す仕組みづくりを積極的に推進しつつあるなど、転換の時期を迎えている。**【参考 8】**

※ 「市民公益活動」

仙台市市民公益活動の促進に関する条例（平成 11 年仙台市条例第 3 号）において、「市民が自発的に行う公益性のある活動で営利を目的としないもの（事業者が行う同様の活動を含む）」と定義している。

なお、本提言において用いている「市民活動」は、「市民公益活動」を指す。

仙台市における市民公益活動支援・促進の主な取り組み

2011年5月現在

	調査・研究等	基本的な方針等の策定	各種施策等の実施
平成8年度 (1996.4～ 1997.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■市民公益活動に係る課題等調査 市民公益活動の現状や課題、公益活動の定義、行政の関与のあり方等についての基礎研究を実施（NPOへ研究委託） ■市民活動団体ヒアリング調査 各種活動分野の25の市民活動団体にヒアリング調査を行い、活動実態や課題等を把握（NPOへ調査委託） 	<ul style="list-style-type: none"> ■仙台市基本構想 ○新総合計画全市民アンケート（7年度） ○仙台市総合計画審議会答申 ↓ ○仙台市基本構想議決 	<ul style="list-style-type: none"> ■「市民活動保険制度」の実施 市民の公益的な活動中の事故（傷害及び賠償責任事故）の補償のために、市が保険料を負担して運営する保険制度を創設。
平成9年度 (1997.4～ 1998.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■市民活動団体との懇話会 団体代表者と市各局の職員が直接意見交換し、公益活動促進方策を模索（分野毎に6回開催、コーディネートをNPOに委託） ■企業の社会貢献活動実態調査 市内10企業へヒアリング調査を実施（NPOへ調査委託） 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民公益活動支援策検討委員会 学識経験者、市民活動実践者で構成する検討委員会を設置し、市に提言 ■市民公益活動推進庁内連絡会 庁内15課の課長による連絡調整会を設置 ■仙台市基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■行政組織「市民活動係」を設置（係長1、主事1） 市民活動支援・促進をするため、市民局地域振興課内に設置
平成10年度 (1998.4～ 1999.3)		<ul style="list-style-type: none"> ■市民公益活動支援推進本部会議・幹事会 市民公益活動推進庁内連絡会を改組し、市長を本部長、全局長等を委員とする本部会議、39課の課長で構成する幹事会を設置し、全庁的な支援推進体制を整備 ↓ ■市民公益活動支援のための基本方針策定 ■市民活動支援条例検討専門部会 庁内11課長により設置 ■市民活動支援条例に関する意見交換会 市民活動団体と市の双方が条例案を持ち寄り、合意形成を図る。 ↓ ■市民公益活動の促進に関する条例制定 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民活動サポートセンター関係 ○サポートセンター整備市民委員会 センターの機能や建物の改修計画の策定に当たり、学識経験者及び市民活動実践者等による市民委員会を設置（視察や市民との意見交換会を含め17回開催） ○サポートセンター整備に関する意見交換会 市民委員会主催による市民との意見交換会を3回実施し、幅広い意見の集約に努めた。 ○サポートセンター管理運営団体の公募 3団体応募。市民6人による選考委員会において、公開コンペ方式で審査 ■「市民活動フォーラム」開催 市民活動参加のきっかけづくり、市民活動をより発展させるために開催（市民活動団体と市が実行委員会を組織） ■市民活動ハンドブックを作成 504団体の情報、助成制度、各種施設案内、お役立ち情報を掲載、3000部発行（市民活動団体へ編集委託） ■「市民活動室」の整備開始 地域での市民活動支援機能強化のため市民センター等に整備を開始
平成11年度 (1999.4～ 2000.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■市民活動情報収集提供システムの整備に関する調査 市民活動団体の情報活用の現状や課題を把握し、活動促進のための情報支援のあり方を調査 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民公益活動促進委員会 条例に基づく常設の諮問機関を設置（学識経験者、市民活動実践者、公募委員の12名で構成） ■「市民公益活動促進のための基本方針」策定開始 促進委員会が調査、審議開始 	<ul style="list-style-type: none"> ■行政組織「市民活動支援室」を設置 地域振興課市民活動係を改組（室長1、主事2）支援室がサポートセンターに転居し、NPOと同室で執務を行う。（5月） ■市民活動サポートセンター関係 ○サポートセンター管理運営団体決定（公開審査で「せんだい・みやぎNPOセンター」が選考され、委託契約締結） ○サポートセンター開館（6月30日） ○事務用ブース公募 ■「まちづくり活動企画コンペ」実施 市民が自主的に取り組むまちづくり活動に助成。市民で構成する運営委員会による公開審査を実施 ■第2回市民活動フォーラムせんだい開催
平成12年度 (2000.4～ 2001.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■市民公益活動支援・促進策に関するアンケート調査 市政モニター、区民モニターに対する調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民公益活動促進本部 市民公益活動支援推進本部を、条例の趣旨に基づく組織として発展的に改組 ■基本方針策定に係る市民との意見交換会 ■市民公益活動促進委員会答申 基本方針策定に関する答申 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民活動サポートセンター関係 ○開館1周年記念イベントを開催 ○利用者との意見交換会を開催 ○人材育成講座を開催（初級編、中級編） ■「市民活動フォーラムせんだい2000」を開催 実行委員会と市の共催 ■市民活動ハンドブック改定・有償化
平成13年度 (2001.4～ 2002.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■NPO事業に関する調査研究 コミュニティビジネスの可能性、市民活動団体が事業を継続的に発展させていくための条件、まちづくりに果たす役割等に関する基礎調査を実施（市民活動団体への委託により「市民起業家スクール」の講座開催とあわせて実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民公益活動促進のための基本方針策定 促進委員会からの答申を踏まえ、条例に根拠を持つ基本方針として策定 ■「市民公益活動促進プランの策定に着手」 基本方針に基づく実施計画として策定に着手。各局主管課長及び事業所管課長へのヒアリング実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民活動サポートセンター関係 ○利用者増加、窓ロアンケートで高評価 ○開館2周年を記念して「市民活動カラフルフェスタ」を2日間開催（市民活動フォーラムをセンターの機能を生かした事業に見直し） ○印刷機2台に増設、実費有料化 ■「市民起業家スクール」開催 NPO事業に関する調査研究事業とあわせて実施。「起業力アップ」「発想力アップ」の2コースをNPOに委託して実施 ■市民活動ハンドブック第3版作成 サポートセンターのホームページと連動
平成14年度 (2002.4～ 2003.3)			<ul style="list-style-type: none"> ■「市民活動支援室」が市役所に戻る ■市民活動サポートセンター関係 情報サロンの配置大幅変更。館内案内表示充実 ■第4回まちづくり活動企画コンペ実施（最終回） ■「市民活動見本市」開催 企業と市民活動団体及び行政の連携・協働のきっかけづくりが目的（NPOに委託） ■市民活動カラフルフェスタを5日間に拡大
平成15年度 (2003.4～ 2004.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■市民公益活動促進委員会が「協働、市民活動の評価」について検討開始（15年11月中間答申） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「市民公益活動促進プラン21」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民提案型の「まちづくり活動助成制度」を創設 ■市民活動カラフルフェスタを7日間に拡大

	調査・研究等	基本的な方針等の策定	各種施策等の実施
平成16年度 (2004.4～ 2005.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■市民公益活動促進委員会が仙台協働本について検討(17年1月意見)、今後の市民公益活動促進施策、市民活動サポートセンターの今後の機能等について検討開始(17年7月中旬答申) 		<ul style="list-style-type: none"> ■「仙台協働本(せんだいこらぼん)」の作成 市職員WGを中心にNPOと協働で作成。11月協働フォーラム開催。17年1月完成 ■市民活動サポートセンター関係 <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者制度導入(4月) ○5周年記念フォーラム開催 ○5周年記念誌発行(指定管理者による)
平成17年度 (2005.4～ 2006.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■仙台都市総合研究機構が「新しいコミュニティ」について調査開始 ■「シニア世代による新事業創出及び社会貢献活動推進事業」について調査 		<ul style="list-style-type: none"> ■市民活動サポートセンター関係 市民公益活動促進委員会の中間答申を受け移転の検討、決定(8月) ■「仙台に情報の背骨を通すプロジェクト(骨プロ)」開始 第1弾企画:市民活動イベント等チラシを市内9公共施設に置けるようにした。 ■協働相談事業開始 ■市民活動保険制度の変更(12月～)
平成18年度 (2006.4～ 2007.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■協働の強化書研究会 NPO向け協働の手引き書を作成する研究会に参加(主催:(特活)せんだい・みやぎNPOセンター) ■市民公益活動促進委員会に諮問(8月3日) 市民公益活動促進における「地域コミュニティ活性化」及び「団塊世代を中心とするシニア世代の市民公益活動の促進」について検討開始 ■市民公益活動促進委員会第一次答申(12月8日) 「団塊世代を中心とするシニア世代の市民公益活動の促進」について 		<ul style="list-style-type: none"> ■市民活動サポートセンター移転、開館(9月1日)
平成19年度 (2007.4～ 2008.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■市民公益活動促進委員会答申(8月23日) 「地域コミュニティの新たな活力源としての市民公益活動ー市民公益活動促進における『地域コミュニティ活性化』についてー」 	<ul style="list-style-type: none"> ■「地域コミュニティ活性化のための市民公益活動促進プログラム」策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■シニア活動支援センター開設(7月1日) (市民活動サポートセンター3階)
平成20年度 (2008.4～ 2009.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■市民公益活動促進プラン21の施策の取組状況について庁内照会 ■宮城県の「宮城県NPO活動実態・意向調査」に合わせて、県と合同で「仙台市市民公益活動団体実態調査」を実施 		
平成21年度 (2009.4～ 2010.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■市民公益活動促進委員会における協議 「学生を中心とする若い世代による市民公益活動の促進について」 	<ul style="list-style-type: none"> ■仙台市基本構想・基本計画 仙台市総合計画審議会に諮問(10月21日) 	
平成22年度 (2010.4～ 2011.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■市民公益活動促進委員会に諮問(9月7日) 仙台市におけるさらなる市民公益活動の促進について検討開始 ■市民公益活動促進委員会における協議(10月25日、11月29日、1月28日、2月16日) 仙台市におけるさらなる市民公益活動の促進について、中間まとめを踏まえて協議 	<ul style="list-style-type: none"> ■仙台市基本構想・基本計画 仙台市総合計画審議会より答申(1月25日) 仙台市基本構想・基本計画議決(3月17日) 	<ul style="list-style-type: none"> ■学生とNPO等を結びつけるインターンシップ推進モデル事業を開始 ■コミュニティビジネス促進事業を実施 ■市民活動サポートセンター関係 東日本大震災(3月11日)により一時閉館。3月28日より、NPO等の復興拠点施設として開館

仙台市内のNPO法人認証数の推移

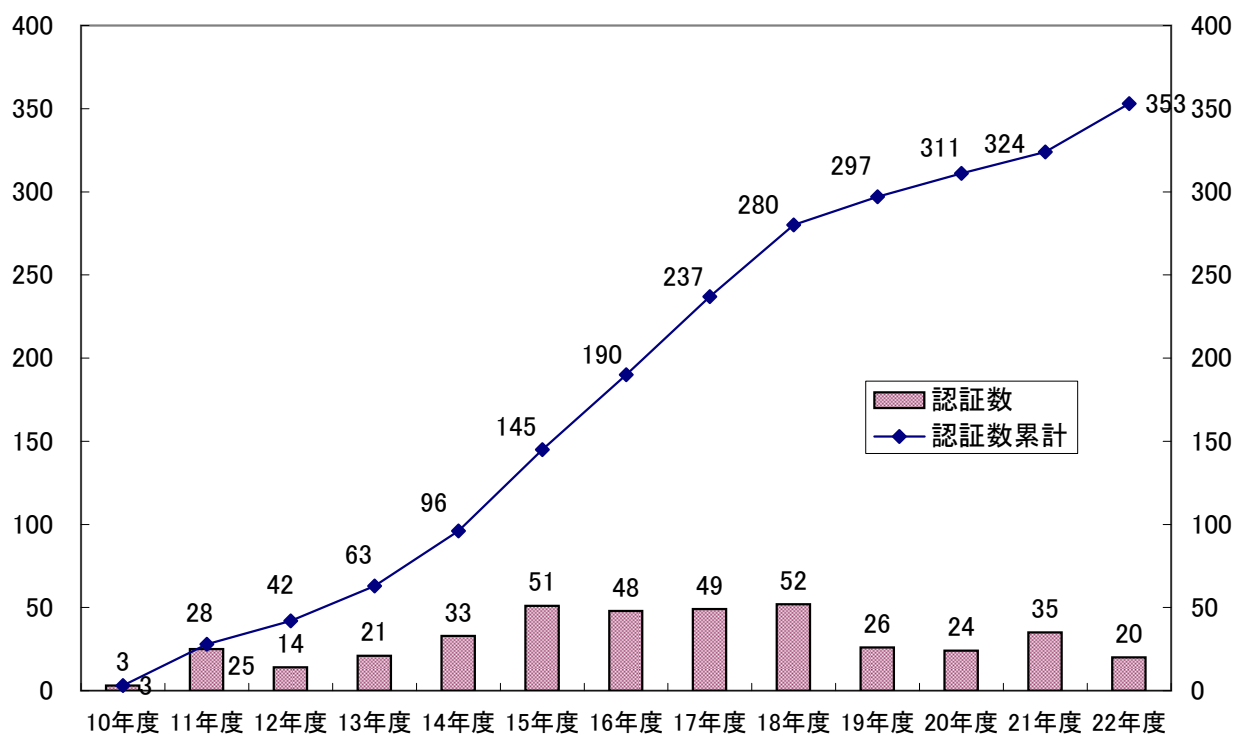
平成23年4月1日現在

※宮城県所轄(認証)の法人のうち、仙台市内に主たる事務所を有するものに限る。

年度別推移

	認証数	認証数累計	申請取り下げ	解散/撤回数	所轄庁変更	認証取消
10年度	3	3	0	0	0	0
11年度	25	28	0	0	0	0
12年度	14	42	0	0	0	0
13年度	21	63	0	0	0	0
14年度	33	96	0	0	0	0
15年度	51	145	1	1	1	0
16年度	48	190	0	3	0	0
17年度	49	237	1	2	0	0
18年度	52	280	0	8	1	0
19年度	26	297	0	7	1	1
20年度	24	311	1	10	0	0
21年度	35	324	0	6	1	1
22年度	20	353	0	5	0	0

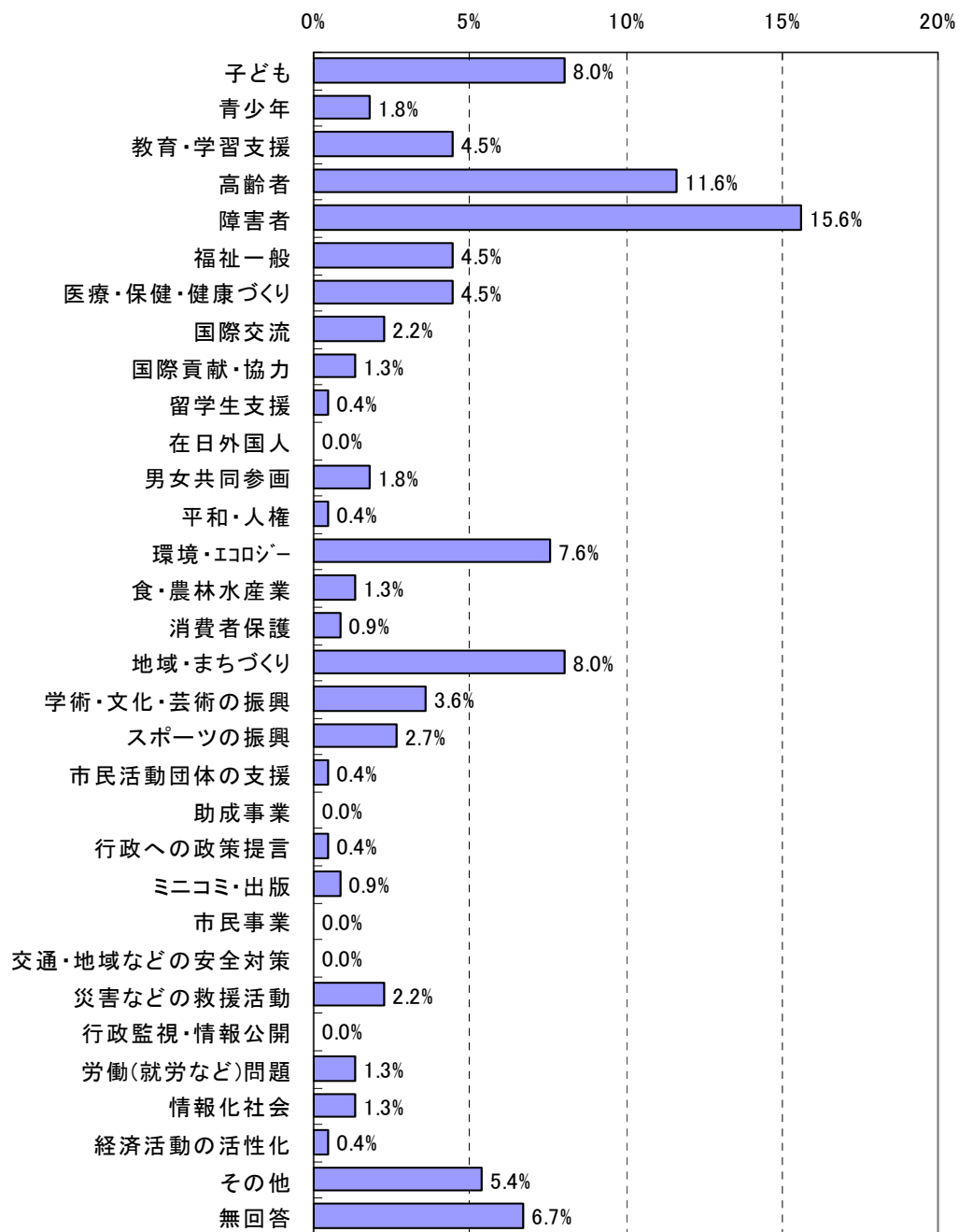
年度別 NPO法人認証数の推移



(宮城県ホームページ掲載データより作成)

仙台市内の市民公益活動団体の活動分野別内訳

(主たる活動分野／全体 n=224)



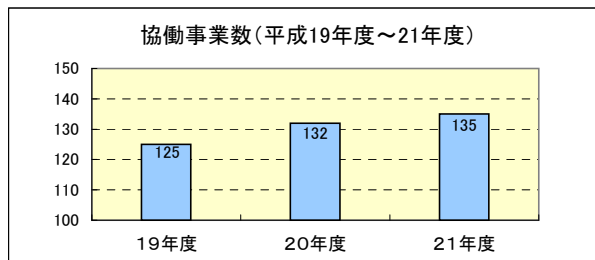
(出典：仙台市「平成 22 年度 協働に関するアンケート調査」)

仙台市における協働事業数

【参考 4】

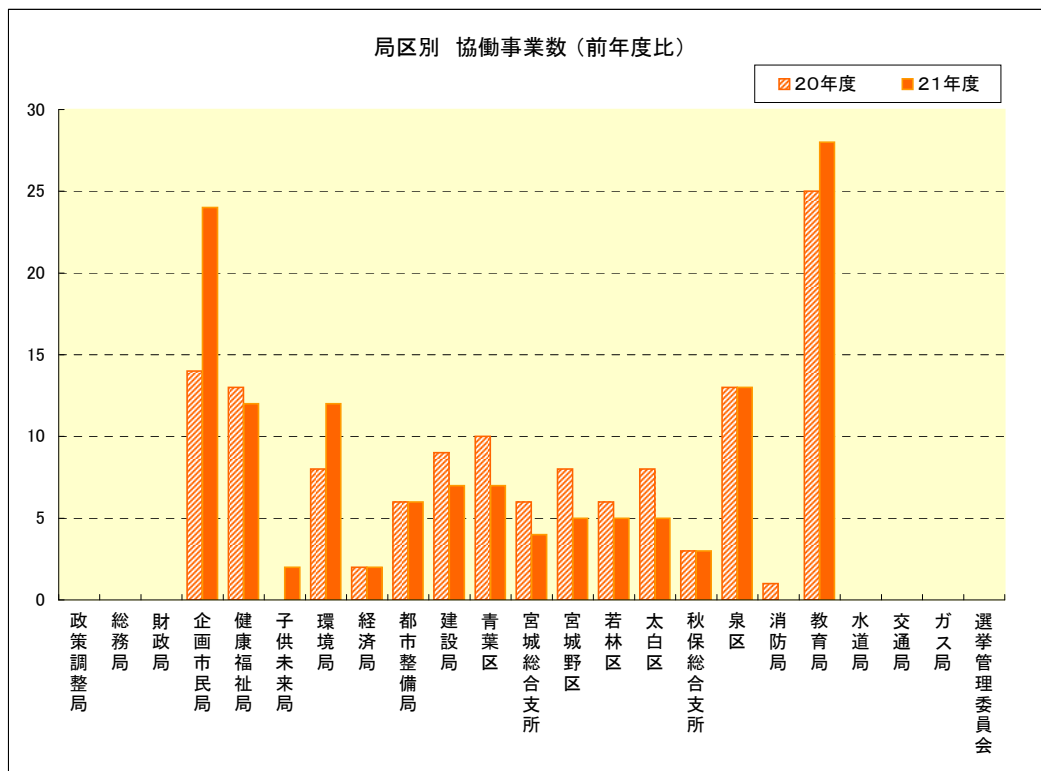
(1) 年度別 (平成19~21年度)

	19年度	20年度	21年度
協働事業数	125	132	135



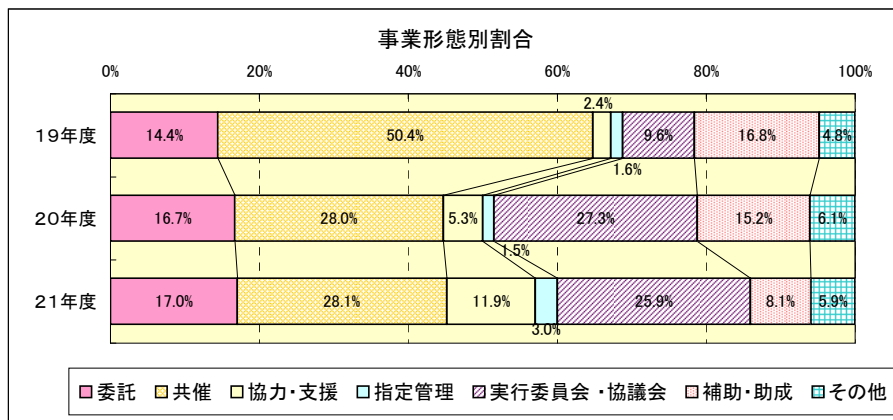
(2) 局区別 (前年度比較)

	20年度	21年度
全市計	132	135
政策調整局	0	0
総務局	0	0
財政局	0	0
企画市民局	14	24
健康福祉局	13	12
子供未来局	0	2
環境局	8	12
経済局	2	2
都市整備局	6	6
建設局	9	7
青葉区	10	7
宮城総合支所	6	4
宮城野区	8	5
若林区	6	5
太白区	8	5
秋保総合支所	3	3
泉区	13	13
消防局	1	0
教育局	25	28
水道局	0	0
交通局	0	0
ガス局	0	0
選挙管理委員会	0	0



(3) 事業形態別 (平成19~21年度)

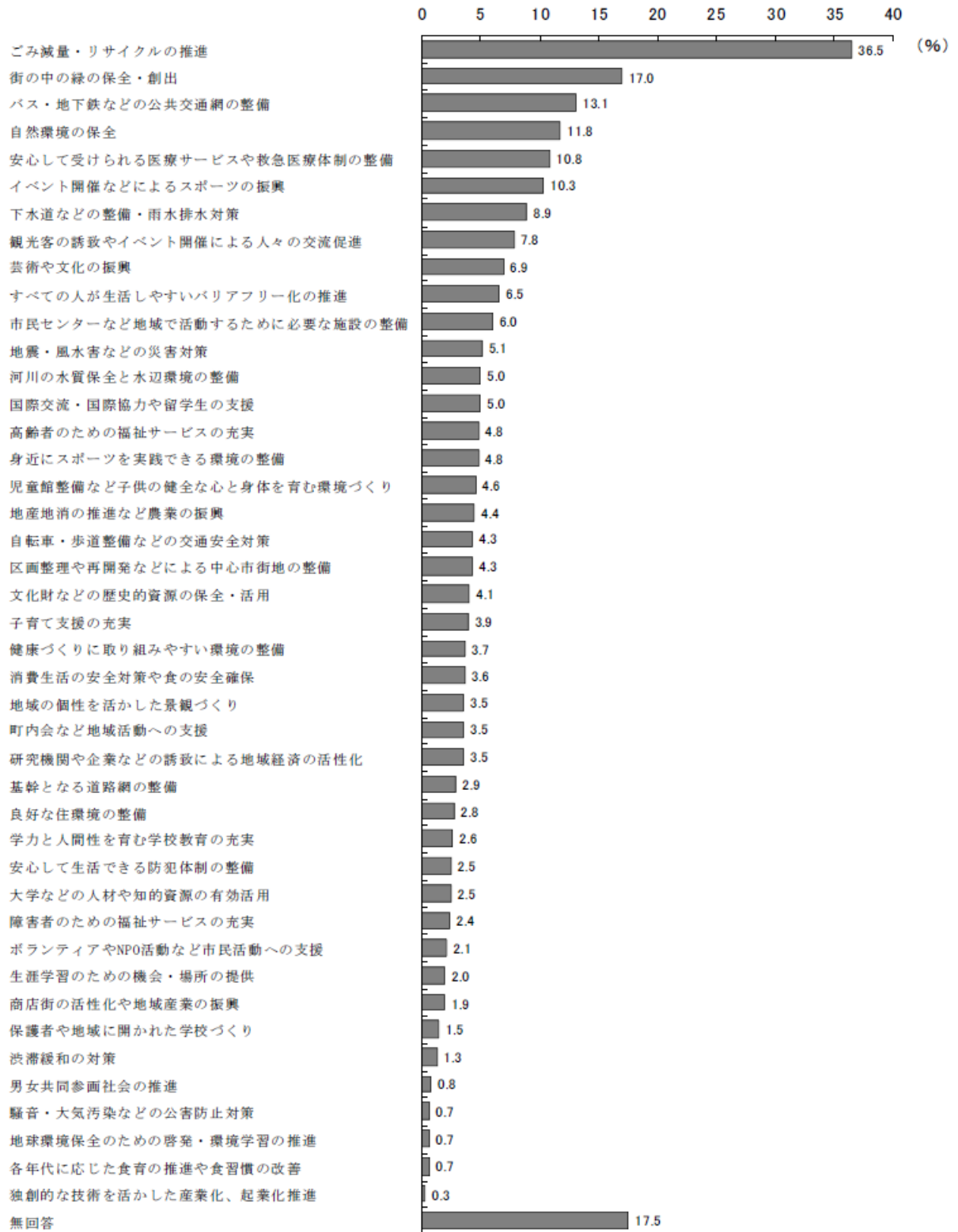
	19年度	20年度	21年度
合計	125	132	135
委託	18	22	23
共催	63	37	38
協力・支援	3	7	16
指定管理	2	2	4
実行委員会・協議会	12	36	35
補助・助成	21	20	11
その他	6	8	8



仙台市の取り組みとして評価できると思う施策

総括[1] 上記 1～43 の施策のうち、これまでの仙台市の取り組みとして評価できると思う施策について、3 つまで選んでその番号（1～43）を右欄に記入してください。

評価できると思う施策

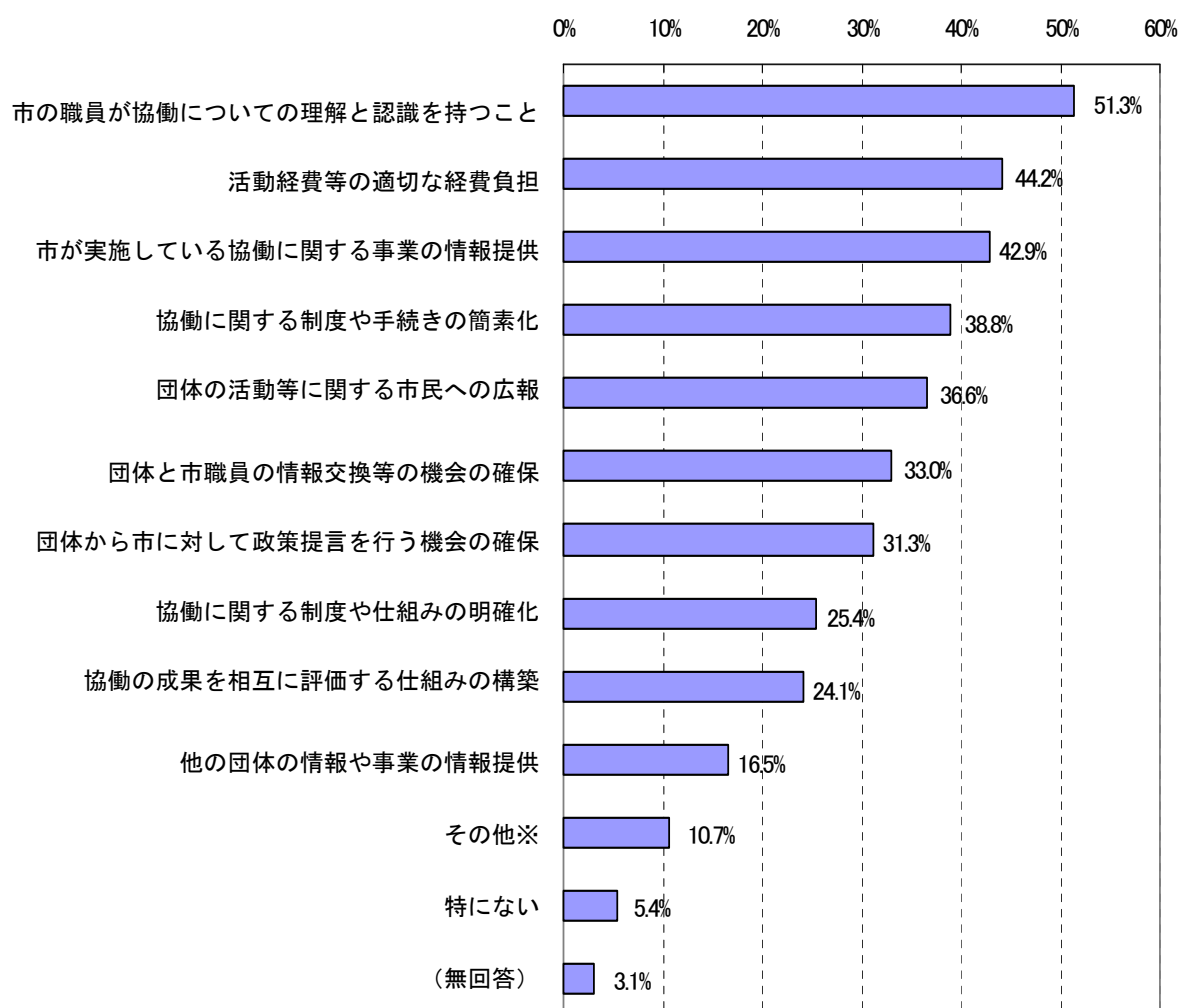


(出典：仙台市「平成 21 年度 施策目標調査」)

仙台市と協働するにあたり市が取り組むべきこと

問5 仙台市と協働するにあたり、市が取り組むべきこととして何が重要だとお考えですか。
該当する番号すべてに○印をつけてください。

仙台市と協働するにあたり市が取り組むべきこと（複数回答） n=224

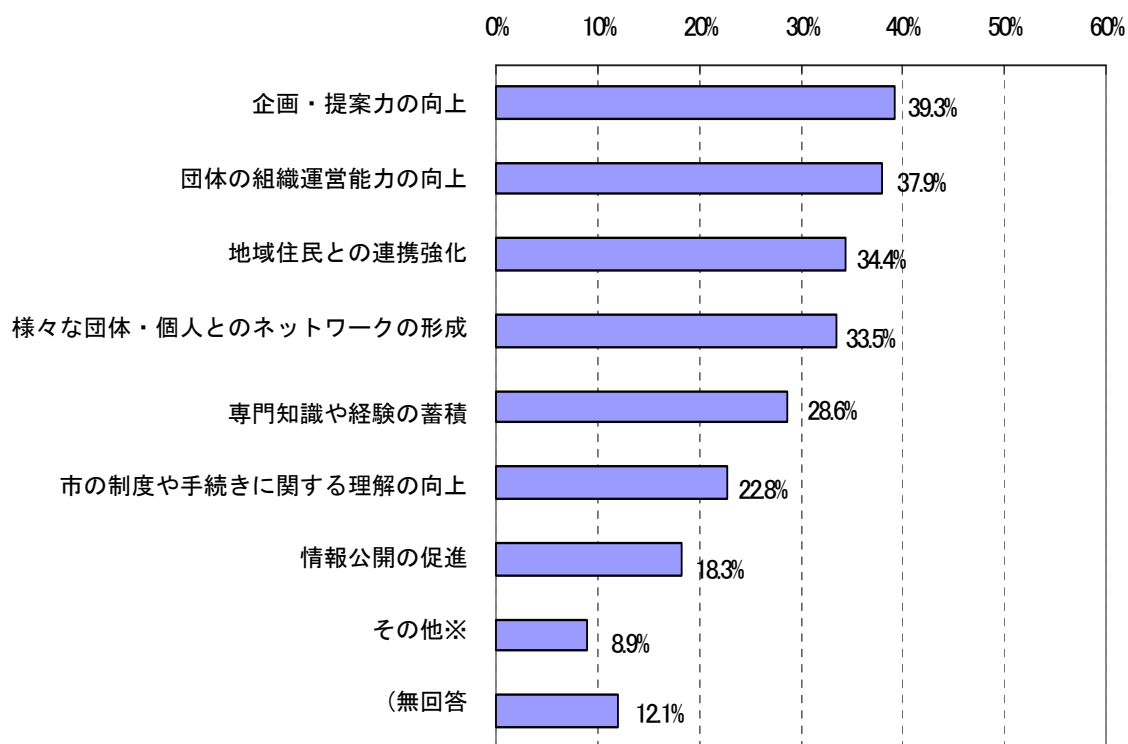


(出典：仙台市「平成22年度 協働に関するアンケート調査」)

仙台市と協働するにあたり団体が今後取り組みたいこと

問6 仙台市と協働するにあたり、貴団体が今後取り組みたいことは何ですか。該当する番号すべてに○印をつけてください。

仙台市と協働するにあたり団体が今後取り組みたいこと（複数回答） n=224



(出典：仙台市「平成22年度 協働に関するアンケート調査」)

公益活動をめぐる国の動き（「新しい公共」関係）

1 「新しい公共」円卓会議

- ・ 平成 22 年 1 月設置
- ・ 「新しい公共」の考え方やその展望を市民、企業、行政などに広く浸透させるとともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策の在り方などについて議論
- ・ 平成 22 年 6 月までに 計 8 回 会議開催／終了
- ・ 提案事項：「新しい公共」の基盤を支える制度整備（寄附税制など）、基金の設置などによるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援、社会的活動を担う人材育成・教育の充実 など
- ・ 平成 22 年 6 月 「新しい公共」宣言

2 市民公益税制プロジェクトチーム

- ・ 平成 22 年 1 月設置
- ・ 「新しい公共」円卓会議と連携しつつ、主として寄附優遇税制の拡充や認定特定非営利活動法人の認定基準の見直し等、「新しい公共」に係る税制面の課題について議論
- ・ 平成 22 年 12 月 報告書提出

3 「新しい公共」推進会議

- ・ 平成 22 年 10 月設置
- ・ 「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場。「新しい公共」円卓会議提案事項のフォローアップ及びその結果を踏まえた提案等を行う。
- ・ 推進会議は平成 23 年 6 月までに 7 回開催
- ・ 情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループ（23 年 3 月までに 5 回開催）
- ・ 震災支援制度ワーキング・グループ（23 年 4 月設置。23 年 6 月までに 6 回開催）
- ・ 政府と市民セクター等との公契約等の在り方に関する専門調査会（23 年 3 月までに 5 回開催）

4 「新しい公共支援事業」

- ・ 行政が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開く取り組みを試行することを通して、「新しい公共」の担い手となる NPO 等の自立的活動を後押しし、「新しい公共」の拡大と定着を図るもの。併せて、地方自治体が NPO 等に「公」を開くための職員の意識づけ、啓発、協働の考え方、契約のあり方などを見直し、「新しい公共」に対する地方自治体の意識改革も促す。
- ・ 実施事業は次のとおり
 - (1) NPO 等の活動基盤整備のための支援事業
 - (2) 寄附募集支援事業
 - (3) 融資利用の円滑化のための支援事業
 - (4) つなぎ融資への利子補給事業
 - (5) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業
 - (6) 社会イノベーション推進のためのモデル事業
 - (7) 共回事務に対する事業
- ・ 平成 23 年 2 月 ガイドライン作成（内閣府）

第6期仙台市市民公益活動促進委員会 開催経過

平成22年

- 4月22日 第1回市民公益活動促進委員会
・委嘱状交付
・これまでの審議経過等についての報告
- 6月30日 第2回市民公益活動促進委員会
・平成21年度協働事業評価について
・協働に関するアンケート結果（中間報告）について
- 9月7日 第3回市民公益活動促進委員会
・諮問
・仙台市におけるさらなる市民公益活動の促進について
- 10月25日 第4回市民公益活動促進委員会 ※拡大委員会
・仙台市におけるさらなる市民公益活動の促進について
～具体的な施策提案～
- 11月29日 第5回市民公益活動促進委員会 ※拡大委員会
・仙台市におけるさらなる市民公益活動の促進について
～協議内容の中間まとめ（素案）について～

平成23年

- 1月28日 第6回市民公益活動促進委員会
・仙台市におけるさらなる市民公益活動の促進について
～中間まとめを踏まえた協議～
- 2月16日 第7回市民公益活動促進委員会
・仙台市におけるさらなる市民公益活動の促進について
～中間まとめを踏まえた協議～
- 5月17日 第8回市民公益活動促進委員会
・仙台市におけるさらなる市民公益活動の促進について
～提言（案）について～

※拡大委員会では、次の4名の皆様からご意見をいただいた。（五十音順）

- 大久保 朝江氏（特定非営利活動法人 杜の伝言板ゆるる 代表理事）
大滝 精一氏（東北大学大学院経済学研究科 教授）
紅 邑 晶子氏（特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター 代表理事
兼事務局長）
間 庭 洋氏（仙台商工会議所 専務理事）

第6期仙台市市民公益活動促進委員会 委員名簿

(任期：平成22年4月1日～平成24年3月31日)

(順不同・敬称略)

委員長	阿部 重樹	東北学院大学経済学部共生社会経済学科 教授
副委員長	小岩 孝子	特定非営利活動法人FOR YOU にこにこの家 理事長
委員	遠藤 智栄	地域社会デザイン・ラボ代表 プランナー/NPOアドバイザー
委員	風見 正三	宮城大学事業構想学部事業計画学科 教授
委員	桔梗 美紀	公募委員
委員	今野 彩子	株式会社ユーメディア取締役
委員	榊原 進	特定非営利活動法人都市デザインワークス 代表理事
委員	塩原 康太	公募委員 ※平成23年3月31日まで
委員	白津 守康	有限会社シラツ 代表取締役
委員	西出 優子	東北大学大学院経済学研究科 准教授

仙台市市民公益活動の促進に関する条例

平成一一年三月一六日

仙台市条例第三号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 市民公益活動促進のための基本方針(第七条・第八条)

第三章 市民公益活動促進委員会(第九条)

第四章 市民活動サポートセンター(第十条—第二十三条)

第五章 雑則(第二十四条)

附則

わたしたちのまち仙台には、市民の力で守り育んできた美しい緑や街と人々のふれあいとが、かけがえのない共有の資産として脈々と受け継がれている。魅力ある街並みと景観を創りあげてきた力、清流広瀬川をよみがえらせた力、スパイクタイヤを全廃に導き市民の健康を守り続けてきた力、そして、コミュニティを育んできた力、これらの市民の力が今日の仙台を創り、全国に「杜の都仙台」の名を広く知らしめてきた。

このような先人たちのたゆみない努力によって培われた市民の自発的で公益的な活動は、今もなお、この仙台の至るところで、そして、あらゆる分野で多彩に繰り広げられている。

社会情勢のさまざまな変化に伴い、物質的な豊かさから心の豊かさへと人々の意識は推移し、新たな課題に対応する社会システムの構築が急がれている。わたしたち仙台市民は、二十一世紀の仙台の都市づくりは、市民と事業者と行政とが適切な役割のもとでパートナーシップを構築し、市民の主體的な参画のもとに、協働を基調として行わなければならないと考える。

このような認識のもと、市民公益活動の自主性を尊重しながら、その活動を積極的に支えるとともに、その環境の整備を推進し、もって、市民が互いに支えあう「二十一世紀都市仙台」を構築するため、本条例を制定するものである。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、市民公益活動の促進について基本理念を定め、並びに市、市民公益活動を行う者及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民活動サポートセンターの設置その他の市民公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性と魅力ある都市の創造に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「市民公益活動」とは、市民が自発的に行う公益性のある活動で営利を目的としないもの(事業者が行う同様の活動を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 市民公益活動の促進は、市、市民公益活動を行う者及び事業者がそれぞれの責務を認識し、次に掲げる事項を達成することにより、市民公益活動をより活力のあるものとするを目的として行われなければならない。

- 一 市民公益活動を行う者、事業者及び市が市民公益活動の多様性、自発性その他の特性を認識し、その社会的意義を理解すること
- 二 市民公益活動を行う者、事業者及び市がそれぞれの役割に配慮し、良好な協働関係を構築すること

(市の責務)

第四条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民公益活動の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民公益活動を行う者の責務)

第五条 市民公益活動を行う者は、その活動の有する社会的責任を自覚し、活動内容を広く知らせよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第六条 事業者は、市民公益活動の意義を理解するとともに、その促進に協力するよう努めるものとする。

第二章 市民公益活動促進のための基本方針

(基本方針)

第七条 市長は、市民公益活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民公益活動促進のための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市民公益活動の促進に関する市の基本的な指針
- 二 市民公益活動の促進に関する市の基本的な施策(以下「基本施策」という。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、市民公益活動の促進に関する重要な事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、市民公益活動を行う者、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、仙台市市民公益活動促進委員会(以下「促進委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本施策)

第八条 基本施策には、市民公益活動の促進に関する次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 活動の場所の整備に関する事
- 二 市民公益活動を行う者、市民、事業者及び市相互の連携及び交流の推進に関する事
- 三 情報の収集及び提供に関する事
- 四 人材の育成に関する事
- 五 市民公益活動を行う者の活動資金に関する事
- 六 市民公益活動を行う者のための保険制度に関する事
- 七 市が行う施策への市民参加の推進に関する事
- 八 前各号に掲げるもののほか、基本施策として必要な事項

第三章 市民公益活動促進委員会

第九条 市民公益活動の促進に関し必要な事項を調査審議するため、促進委員会を置く。

2 促進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 基本方針に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、市民公益活動の促進に関し必要な事項
- 3 促進委員会は、委員十二人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - 一 学識経験者
 - 二 市民公益活動を行う者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第三項から前項までに定めるもののほか、促進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 市民活動サポートセンター

(設置)

第十条 市民公益活動を行う者の活動拠点並びに市民公益活動を行う者、市民、事業者及び市が連携し、及び交流することのできる場所を提供することにより、第三条の目的を達成するため、市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第十一条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
仙台市民活動サポートセンター	仙台市青葉区一番町四丁目一番三号

(事業)

第十二条 市は、センターにおいて次に掲げる事業を行う。

- 一 市民公益活動の促進のための施設及び設備の提供
- 二 市民公益活動を行う者、市民、事業者及び市相互の連携及び交流の推進
- 三 市民公益活動に関する情報の収集及び提供
- 四 市民公益活動に係る人材育成
- 五 市民公益活動に関する相談
- 六 市民公益活動に係る調査及び研究
- 七 その他センターの設置目的を達成するために必要と認められる事業

(使用者の範囲)

第十三条 センター(市民活動シアターを除く。)を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- 一 市民公益活動を行い、又は行おうとする者
- 二 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 市民活動シアターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。
 - 一 前項第一号に掲げる者
 - 二 芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動を行う者

三 前二号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

- 3 センターの施設のうち、事務用ブースについては、一定期間継続的に市民公益活動を行う見込みがある者(事業者であるものを除く。)で、市内に市民公益活動を行うために必要な専用の事務所を有しないもののうち、市長が適当と認める者に限り、使用することができるものとする。
- 4 市長は、規則で定めるところにより、事務用ブースの利用者を公募し、公正な方法で選考しなければならない。
- 5 市長は、センターの設備のうち、ロッカーについては、利用者を第一項第一号に掲げる者のうちから公募し、規則で定めるところにより、公正な方法で抽選し、決定しなければならない。

(使用の許可)

第十四条 別表第一及び別表第二に掲げるセンターの施設又は設備を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「使用許可」という。)をしないことができる。
 - 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき
 - 二 管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき

3 事務用ブース及びロッカーの利用に係る使用許可の期間は、一年以内とする。ただし、事務用ブースについては、通算した使用期間が三年を超えてはならない。

(使用料)

第十五条 第十三条第一項第一号に掲げる者が別表第一に掲げるセンターの施設又は設備を専用利用する場合の使用料は、同表に定めるところとする。

- 2 第十三条第一項第二号に掲げる者が別表第一に掲げるセンターの施設又は設備を専用利用する場合の使用料は、同表に定める額の七倍以内において市長が定める。
- 3 別表第二に掲げるセンターの施設を専用利用する場合の使用料は、同表に定める額を超えない範囲内で市長が定める。
- 4 使用料は、使用許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 前項の規定にかかわらず、事務用ブース及びロッカーの使用料は、当初の一月分にあつては使用許可の際に、その後の各月分にあつては当該月の前月の末日までに納入しなければならない。

(使用料の返還)

第十六条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(目的外利用の禁止)

第十七条 使用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該使用許可を受けた目的以外にセンターの施設及び設備を利用してはならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第十八条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、事務用ブース及びロッカーの利用に係る権利の譲渡又は転貸について市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第十九条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき
- 二 第十四条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき

(指定管理者)

第二十条 市長は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第二十一条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 使用許可(事務用ブースの使用に係る使用許可を除く。)に関する業務
- 二 第十二条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- 三 センターの維持管理に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第十三条第五項、第十四条、第十八条及び第十九条の規定の適用については、第十三条第五項、第十四条第二項、第十八条及び第十九条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第十四条第一項中「市長」とあるのは「指定管理者(事務用ブースについては、市長。以下この条、第十八条及び第十九条において同じ。)」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第二十二条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(運営への助言)

第二十三条 市長は、センターの円滑かつ公正な運営に資するため、市民公益活動を行う者、学識経験者等から助言を受けることができるものとする。

第五章 雑則

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第四章及び別表の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成十一年六月規則第六九号で、附則ただし書に規定する規定は、平成十一年六月三〇日から施行)

附 則(平一六、三・改正)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平一八、三・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市市民公益活動の促進に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に仙台市市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)を使用する場合について適用し、同日前にセンターを使用する場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定によるセンターの使用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第一(第十四条、第十五条関係)

一 事務用ブース使用料

施設名	金額(一事務用ブースにつき一月当たり)
事務用ブース	七、〇〇〇円
備考 使用期間に一月に満たない端数がある場合は、これを一月に切り上げる。	

二 セミナーホール等使用料

施設名	金額(一室につき一時間当たり)
セミナーホール	一、六〇〇円
研修室(床面積が五十平方メートル以上のものに限る。)	八〇〇円
研修室(床面積が五十平方メートル未満のものに限る。)	四〇〇円
備考	
一 使用時間に一時間に満たない端数がある場合は、これを一時間に切り上げる。	
二 附帯設備の使用料は、市長が定める。	

三 ロッカー使用料

設備名	金額(一個につき一月当たり)
ロッカー大	一、二〇〇円
ロッカー中	八〇〇円
ロッカー小	四〇〇円
備考 使用期間に一月に満たない端数がある場合は、これを一月に切り上げる。	

別表第二(第十四条、第十五条関係)

施設名	金額(一時間当たり)
市民活動シアター	二〇、〇〇〇円
備考	
一 使用時間に一時間に満たない端数がある場合は、これを一時間に切り上げる。	
二 附帯設備の使用料は、市長が定める。	

仙台市市民公益活動の促進に関する条例施行規則

平成一一年三月三十一日

仙台市規則第三二号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市市民公益活動の促進に関する条例(平成十一年仙台市条例第三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(促進委員会の委員長及び副委員長)

第三条 促進委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、促進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(促進委員会の会議)

第四条 委員長は、促進委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 促進委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 促進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(資料提出その他の協力)

第五条 促進委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(促進委員会の庶務)

第六条 促進委員会の庶務は、市民局市民協働推進部市民協働推進課において処理する。

(促進委員会の運営事項)

第七条 この規則に規定するもののほか、促進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が促進委員会に諮って定める。

(開館時間)

第八条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

一 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。) 午前九時から午後六時まで

二 前号に掲げる日以外の日(以下「平日」という。) 午前九時から午後十時まで

(休館日)

第九条 センターの休館日は、一月一日から一月三日まで及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(公募方法)

第十条 条例第十三条第四項及び第五項の規定による公募は、市の広報紙への掲載、市の区域内

の適当な場所における掲示その他の広く市民が周知することのできる方法によって行うものとする。

- 2 前項の公募に当たっては、市長は、使用者の資格、使用条件、使用料、公募の期間、使用の申込みの方法、使用者の選考方法の概要その他必要な事項を明らかにするものとする。

(事務用ブースの使用者の選考)

第十一条 条例第十三条第四項の規定による事務用ブースの使用者の選考に当たっては、市長は、あらかじめ選考基準を定め、これに従い、使用者の資格を有する者のうちから公正に選考するものとする。この場合において、市長は、市民公益活動を行う者、学識経験者等から意見を聴くことができるものとする。

(ロッカーの使用者の抽選)

第十二条 条例第十三条第五項の規定によるロッカーの使用者の抽選は、公開により行うものとする。

(使用補欠者)

第十三条 市長は、第十一条の規定により事務用ブースの使用者を選考する場合においては、使用者として決定した者のほかに、補欠者として使用順位を定めて必要と認める数の使用補欠者を定めることができる。

- 2 市長は、前項の使用補欠者を定めた場合において、使用者として決定した者(この項の規定により使用者として決定した者を含む。)が使用許可の取消しその他の事由により事務用ブースを使用しないこととなったとき又は使用許可の期間が満了する前に事務用ブースの使用を取りやめたときは、当該使用補欠者のうちから、その使用順位に従い、当該事務用ブースの使用者を決定しなければならない。

- 3 使用補欠者が第一項の規定による決定を受けた日から起算して一年を経過する日(その日前に事務用ブースの公募があったときは、当該公募の日)までに前項の規定による決定を受けなかったときは、その者の使用補欠者としての地位は、消滅するものとする。

- 4 前三項の規定は、前条の規定によりロッカーの使用者を抽選する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「事務用ブース」とあるのは「ロッカー」と、第一項中「第十一条」とあるのは「前条」と、「選考する」とあるのは「抽選する」と読み替えるものとする。

(使用許可等の手続)

第十四条 使用許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設及び設備の区分に応じ、当該各号に定める期間(市長が特別の事情があると認める場合にあっては、その定める期間)内に使用申込書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合については、この限りでない。

一 事務用ブース 第十条の規定による公募の期間

二 セミナーホール 使用しようとする日の六月前から同日までの期間

三 ロッカー 第十条の規定による公募の期間

四 市民活動シアター 全日使用(午前九時から午後十時まで(日曜日及び休日にあつては、午前九時から午後六時まで)における連続した使用をいう。以下同じ。)をする場合は使用しようとする日の六月前から同日までの期間、区分使用(別表第二の二の表に定める午前、午後又は夜間の使用時間における連続した使用をいう。以下同じ。)をする場合は使用しようとする日の

三月前から同日までの期間、時間使用(全日使用及び区分使用以外の使用をいう。以下同じ。)
をする場合は使用しようとする日の一月前から同日までの期間

五 その他の施設及び設備 使用しようとする日の三月前(セミナーホールと同時に使用しようとする場合にあっては、六月前)から同日までの期間

2 市長は、使用許可をしたときは、使用承認書を交付するものとする。

(使用の変更の許可)

第十五条 施設及び設備について使用許可を受けた使用の内容を変更しようとする者は、あらかじめ、変更の内容及び変更を必要とする事由を記載した使用変更申込書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用変更申込書の提出があった場合において、変更を相当と認めるときは、使用変更承認書を交付するものとする。

3 既納の使用料が第一項の許可を受けた使用に係る使用料に満たない場合における不足額は、同項の許可の際(事務用ブース及びロッカーにあっては当該月の前月の末日まで)に納入しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用期間の制限)

第十六条 事務用ブース、ロッカー及び市民活動シアター以外の施設及び設備を引き続き二日以上にわたって使用する場合に係る使用許可(前条第一項の許可を含む。以下同じ。)は、七日を超え、又は同一月内において通算した使用期間が十四日を超えて与えることができないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合にあっては、この限りでない。

2 市民活動シアターを引き続き二日以上にわたって使用する場合に係る使用許可は、三十日を超えて与えることができないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合については、この限りでない。

(使用の取りやめの申出)

第十七条 使用者は、事務用ブース及びロッカー以外の施設及び設備の使用を取りやめようとするときは、あらかじめ、使用取りやめ申出書を市長に提出しなければならない。

2 事務用ブース及びロッカーの使用者は、使用許可の期間が満了する前にその使用を取りやめようとするときは、使用を取りやめようとする日の七日前までに、前項の使用取りやめ申出書を市長に提出しなければならない。

(使用料)

第十七条の二 条例第十三条第一項第二号に掲げる者が条例別表第一に掲げる施設又は設備を専用使用する場合の使用料は、別表第一に定めるとおりとする。

2 市民活動シアターを専用使用する場合の使用料は、別表第二に定めるとおりとする。

3 条例別表第二備考第二号の規定に基づき定める額は別表第三に定めるとおりとし、条例第十五条第三項の規定に基づき定める附帯設備の使用料は同表に定めるとおりとする。

(使用料の返還)

第十八条 条例第十六条ただし書の規定により使用料を返還することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、返還する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

一 使用者が天災その他自己の責めによらない事由により施設及び設備を使用できない場合

使用料の全額に相当する額

二 事務用ブース及びロッカーの利用者が使用開始日の七日前までに第十七条第二項の規定により使用の取りやめを申し出た場合 使用料の全額に相当する額

三 事務用ブース及びロッカーの利用者が使用開始後第十七条第二項の規定により使用の取りやめを申し出た場合で、使用を取りやめた日の属する月(以下「使用終了月」という。)の翌月以後の月分の使用料を既に納付しているとき 使用終了月の翌月以後の月分の使用料の全額に相当する額

四 セミナーホール及び市民活動シアターの利用者が使用しようとする日の四月前までに、第十七条第一項の規定により使用の取りやめを申し出た場合 使用料の全額に相当する額

五 セミナーホール及び市民活動シアターの利用者が使用しようとする日の二月前までに、第十七条第一項の規定により使用の取りやめを申し出た場合(前号に該当する場合を除く。) 使用料の八割に相当する額

六 研修室の利用者が使用しようとする日の二月前までに、第十七条第一項の規定により使用の取りやめを申し出た場合 使用料の全額に相当する額

七 研修室の利用者が使用しようとする日の十四日前までに、第十七条第一項の規定により使用の取りやめを申し出た場合(前号に該当する場合を除く。) 使用料の八割に相当する額

2 使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申込書を市長に提出しなければならない。

(特別の設備を必要とする場合の手続き)

第十九条 施設及び設備を使用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の器具を使用しようとする者は、その設備又は器具の種類及び内容を記載した仕様書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第二十条 センターにおいては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 大音量の発生を伴う行為その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- 二 建物その他の物件を汚損し、又はき損するおそれのある行為をしないこと
- 三 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること
- 四 使用許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと
- 五 市長の承認を得ないで寄附の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと
- 六 その他係員の指示に従うこと

(使用の打合せ等)

第二十一条 利用者は、事前に係員と使用方法その他の必要な事項の打合せを行い、その指示を受けなければならない。

(使用終了の届出)

第二十二条 利用者は、施設及び設備の使用を終了したときは、直ちにその旨を係員に届け出なければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第二十三条 条例第二十条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を行わせる場合における第十条、第十三条、第十四条第一項本文及び第二項、第十五条第一項及び第二

項、第十七条、第十九条並びに第二十条の規定の適用については、第十四条第一項本文及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第十七条、第十九条並びに第二十条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第十条第二項中「市長」とあるのは「指定管理者(事務用ブースについては、市長。第十四条第一項本文及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十七条第二項において同じ。)」と、第十三条第四項中「事務用ブース」とあるのは「ロッカー」とあるのは「市長」とあるのは「指定管理者」と、「事務用ブース」とあるのは「ロッカー」とする。

(実施細目)

第二十四条 この規則の実施細目は、市民局長が定める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平一一、六・改正)

この規則は、平成十一年六月三十日から施行する。

附 則(平一六、三・改正)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平一八、三・改正)

この規則は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、第六条及び第二十四条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則(平一八、五・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平一九、四・改正)

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前になされた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平二二、三・改正)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

別表第一(第十七条の二関係) 略

別表第二(第十四条、第十七条の二関係) 略

別表第三(第十七条の二関係) 略